

第2回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 | 令和6年5月31日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

2 番 清水 幸治 委員	3 番 菅原 雄一 委員	4 番 熊坂 隆雄 委員
5 番 志賀 忠浩 委員	6 番 大畑 礼子 委員	8 番 中川 浩幸 委員
9 番 佐藤 泰正 委員	10 番 稲場 洋二 委員	11 番 金子 靖 委員
13 番 瀬戸 賢成 委員	14 番 二谷 幸裕 委員	15 番 浅野 徳昭 委員
16 番 伊藤 まり 委員	17 番 野村 照明 委員	18 番 福西 範 委員
20 番 松下 裕幸 委員	21 番 吉澤しのぶ 委員	

(以上 17 名)

4.欠席者 1番 廣瀬女公美 委員 7番 樋口 英樹 委員 12番 佐藤 裕司 委員
19番 成田 俊英 委員

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 次長 中嶋 智子

会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗

(以上 6 名)

会議録署名委員の指名

3 番 菅原 雄一 委員

4 番 熊坂 隆雄 委員

6. 議事日程 会期決定について 令和 6年 5月 31日 (1日)

報告第 1 号	現況証明願について（市街化区域）
報告第 2 号	農業経営証明願について
議案第 8 号	現況証明願について
議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 10 号	農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより第2回鉏路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は17名です。
議事録署名人に3番、菅原雄一委員、4番、熊坂隆雄委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。
なお、会期は本日5月31日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

報告第1号「現況証明願」について事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第1号「現況証明願」についてご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積[]㎡の土地について、所有者である[]氏の代理人である、[]氏より現況証明願があり、5月21日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、5月22日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました 報告第1号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第2号「農業経営証明願」について報告して

事務局
塩田事務局長

ください。

それでは、議案書の8ページにございます、報告第2号「農業経営証明願」について報告いたします。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番は、 氏より、5月10日、技能実習生制度申請のため、農業を営んでいることの証明に係る申請があり、農地基本台帳で農業経営をしていることを確認いたしましたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、1件の農業経営証明願について報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第8号「現況証明願」について事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の10ページにございます、議案第8号「現況証明願」についてご説明いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番は、資料が12ページと13ページにございます。

公簿地目が畑である、 、他1筆、面積合計 ㎡の土地について、所有者である 氏より現況証明願がございました。

5月20日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認いたしました。

以上、1件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第8号「現況証明願」の1番について報告いたします。

現況証明願の1番は、 氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、 、他1筆、合計 ㎡の土地についてであります。

令和6年5月20日、釧路地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります。現地は農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

浅野徳昭委員、ありがとうございました。
それでは、議案第8号「現況証明願」について審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第8号「現況証明願」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第8号「現況証明願」の1番については原案のとおり決定いたします。

それでは、次に、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の14ページにございます、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明いたします。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で4件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書15ページの表の1番は、資料が17ページから24ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他26筆、面積合計■■■■
㎡の農用地について、■■■■に、■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書16ページの表の2番は、資料が17ページと25ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が26ページと27ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が26ページと28ページにございます。

■■■■が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

以上、4件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よ

議長
野村会長

委員
熊坂委員

ろしくお願いいたします。

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から4番の現地調査結果について、調査委員長の熊坂隆雄委員より報告をお願いします。

議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から4番について、調査報告をいたします。

1番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他26筆、合計 []㎡の農用地について []に総額 []円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に2番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]氏に []円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に3番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他1筆、合計 []㎡の農用地について、[]に総額 []円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に4番の申請の内容は、[]が所有する、[]、他1筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に、年間 []円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和6年5月13日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

熊坂隆雄委員、ありがとうございます。

それでは、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたしますが、3番は、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員に関する案件であり、それぞれ議事参与の制限にあたります。

つきましては、最初に1番と2番と4番を審議した後に、3番を審議することとします。

それでは、1番と2番と4番について、一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致と認め、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、4番については、原案のとおり決定いたします。

次に、3番を審議いたしますので、大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願いいたします。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番については、原案のとおり決定いたします。

退室されている委員の皆さんは入室してください。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長
野村会長

3番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に、議案第10号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

議案書29ページにございます、議案第10号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明いたします。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書30ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、令和5年9月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第10号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
清水委員

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第10号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第10号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定いたします。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 5月 31日

議長 野村 照明

署名委員 菅原 雄一

署名委員 熊坂 隆雄

